

獨協大学体育会ヨット部 OB 会会則

第一章 総則

第1条 (名 称)

本会は獨協大学体育会ヨット部 OB 会と称す(以下単に OB 会)。

第2条 (目 的)

本会は獨協大学体育会ヨット部(以下単にヨット部)の強化・発展に参画し、協力を与え、並びに会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 (本 部)

本会本部は、ヨット部内に設置する。

第4条 (事 業)

本会は目的を達成する為に次の事業を行う。

1. ヨット部に対する金銭的援助
2. ヨット部への監督・コーチ並びに相談役の派遣
3. 会員親睦の為に諸事業、趣味の会
4. 会員名簿の発行
5. その他 本会の目的を達成する為に必要な事業

第二章 会員・会費

第5条 (会員の種類)

本会の会員は次の3種類とする。

1. 正会員
2. 特別会員(顧問)
3. 賛助会員

第6条 (会員の資格)

1. 正会員 ヨット部に4年間在籍した者及び3年以上在籍し、現役よりOBと認められ追い出しコンパに招待されたもの。
2. 特別会員(顧問) ヨット部又はOB会に功労があり、適当と認められた者をいい

理事会の推薦により決定し、総会で承認された者、顧問も含む。

3. 賛助会員 ヨット部に在籍したことがあり、本会の趣旨に賛成し、その事業の発展を助長せんとする者をいい、理事会において決定し、総会で承認された者。
但し、総会において発言権、議決権は与えない。

第7条 (新入会員)

新入会員は追い出しコンパ終了時点で正会員として認める。

第8条 (会員の義務)

新入会員及び賛助会員は会費を払う義務を負う。

第9条 (会費)

本会の会費は年額金 10,000 円とし、毎年一括して 8 月 31 日までに所定の銀行口座に振り込まなければならない。

第10条 (会費の返却)

納入済みの会費は、一切返却しない。

第三章 退会・休会・復会・除名

第11条 (退会)

退会を希望する者はこれを妨げない。但し、その旨理事会に届出、明確にしなければならない。

第12条 (休会)

休会を希望するものは、その期間及び事由を理事会に届出、承認を得なければならない。

第13条 (休会中)

休会中の者には会費納入その他を免除すると同時に全ての事業に参加又は発言することができない。

第14条 (復会)

休会事由が解消した場合は、直ちに理事会に届出、復会の承認を得ると同時にその年度の会費納入を行う事。

第15条 (除名)

次の者は理事会の 2/3 以上の出席及び 4/5 以上の賛成を持って除名処分とする。

1. 本会及びヨット部の名誉を著しくきずつけた者
2. 社会的、法的罰則を受けた者
3. 本会費を 2 年間滞納し、その事由が妥当でない者
4. その他、前項に該当する者

第16条 理事会は直ちに除名決定者本人にその旨を伝えなければならない。

第17条 除名の旨連絡を受けた者又はその代理人(正会員に限る)は通知のあった日より 2 ヶ月以内に意義の申し立てをすることができる。異議申し立て後、理事会は賞罰委員会に計って最終決定を行わなくてはならない。その以後は何人も異議の申し立てはできない。

第四章 役員

第18条 本会は会の運営を円滑に計る為に次の役員及び委員会を設ける。

1. 理事会 会長 1 名 副会長 2 名 会計監査 1 名
会計 1 名 実行委員長 1 名 実行委員 8 名
ヨット部監督 1 名 学連理事 1 名
2. 賞罰委員会 委員長 1 名 各期より 1 名
3. 特別委員会 必要若干名

第19条 理事会、賞罰委員会の役員の任期は 2 年とする。但し重任は防げない。

第20条 会長、会計監査、賞罰委員長は会員の推薦又は立候補によって総会において決定承認する。

第21条 前条の候補者が 2 名以上の時は選挙とする。

第22条 立候補、推薦の時は、委員会の役員名を予め公表し、選出と共に各委員会の役員は決定、承認する。

第23条 特別委員会は事業推進に必要な時各々設立し、その事業の完了に伴い解散する。
会長は本会を代表し、会務を統制し本会の全責任を負う。又、総会、理事会、臨時総会を招集し、その議長を務める。

第24条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代行をする。

第25条 理事会は、会長、副会長、会計監査、ヨット部監督、実行委員長、実行委員により構成する。

第26条 理事会は本会運営の実務に当たり、会長、副会長を助け、会を円滑正常に運営しなければならない。従って、総会議決事項以外の決定及び運営は、全て会長、副会長及び理事会に委ねる。

第27条 実行委員長、実行委員は、OB 会及び会員相互の連絡を密に行うものとする。

第28条 賞罰委員会は会員及び現役の行動を把握し、各々賞罰の進言、及び決定を行う。

第五章 総会・役員会

第30条 総会議決事項は次の通りとする。

1. 本会則の変更
2. 会費の額の変更、承認、特別会費の徴収の承認
3. 会長、会計監査、賞罰委員長、ヨット部監督の選任及び解任
4. 理事会、賞罰委員会の役員の承認、コーチの承認
5. 事業報告及び収支決算報告の承認
6. 特別事業、特別委員会設立の承認
7. 賛助会員、特別会員の承認
8. 本会の解散
9. その他、特に重要な事項

第31条 総会及び臨時総会は正会員の 1/3 以上の出席をもって設立し、出席者の 2/3 以上の賛成をもって決定、承認される。

第32条 総会に出席できない者は委任状をもって出席とする。

第33条 理事会及び賞罰委員会は役員 2/3 以上の出席を持って成立し、2/3 以上の賛成をもって決定される。但し、第 15 条は除く。

第34条 定時総会は年 1 回とし、毎年 6 月第 3 土曜日に行う。尚、この総会にはヨット部幹部を参加させる。又、定例会(新年会)を毎年 1 月第 4 土曜日に行う。

第六章 会 計

第35条 本会の会計年度は 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までとする。

第36条 本会の経費は年会費、寄付金、特別会費、その他によってこれを当てる。

第37条 年会費は原則として次の通り使用する。

各年度集金分の30%現役への補助金

30%積立(相互親睦用特別事業)

10%監督派遣費用

第38条 現役補助金は総会においてヨット部監督に会長より贈る。又、前年度主将は総会において補助金の収支及び成績活動報告を行う。

第七章 ヨット部監督

第39条 ヨット部監督は原則として正会員の中から選任し、総会において決定承認する。

第40条 会員の中に適当な者がいない時は適任者を選定し、総会の承認をもって決定する。

第41条 ヨット部監督に選任された者は、ヨット部の強化、指導に努め、ヨット部運営上の良き相談相手に、又ヨット部とOB会員とのパイプ役を果たさなければならない。

第42条 会員はヨット部監督の方針・指導方法等をよく理解し、その活動の妨げをしないよう協力しなければならない。

第43条 現役は、ヨット部監督に良くしたがわなければならない。

第44条 ヨット部監督はコーチを任命する事ができる。又、総会において活動報告を行わなければならない。

第45条 ヨット部監督の任期は4年とし、重任は防がない。

附 則

- (1) 会員は、住所変更、勤務先等が異動した時には直ちに幹事に届けなければならない。
- (2) その他本会運営に必要な細則、内規は理事会において決定、総会の承認をもって運用する。
- (3) 本会則は、昭和53年6月10日より施行する。
昭和61年7月19日一部改正。
- (4) 会費振込先、口座番号

- 三井住友銀行 銀座支店 普通 7304131 獨協大学体育会ヨット部 OB 会事務局